



一般財団法人 日欧産業協力センター レポート 欧州グリーンディール EU Policy Insights

Vol.22 2023年2月

「サステナビリティ情報の開示・報告に関する EU 規制動向（3）－ ESRS 案の気候変動開示要求」

主席研究員 新開裕子

- 本資料は、当センターの公式見解を示すものではありません。
- 本レポートの内容は別途記載がない限り執筆時点で入手している情報に基づくものであり、その後の状況変化や追加政策発表により変わる場合があります。
- 本レポートへのご意見、取り上げて欲しいトピック等、お寄せください。

eujp-info@eu-japan.or.jp

一般財団法人 日欧産業協力センター

〒108-0072 東京都港区白金 1-27-6 白金高輪ステーションビル 4階

TEL: 03-6408-0281 FAX: 03-6408-0283

E-MAIL : eujp-info@eu-japan.or.jp

1. サマリー

- 2022年11月、「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）」案^{(*)1}が欧州議会・理事会において承認された。CSRDは、現行のEUの非財務情報開示指令（NFRD）を一新し、開示義務強化・適用範囲拡大を行う新たな開示規制。
- CSRDは、大きな制度枠組みを定めるものであり、具体的な開示項目や基準については欧州委の委託を受けた欧州財務報告諮問グループ（EFRAG：European Financial Reporting Advisory Group）が開発を担う。
- EFRAGは、2022年11月23日、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS：European Sustainability Reporting Standards）の最終草案（第一弾）を提出^{(*)2}。
- 本レポート連載ではこれまで2回にわたり（[2022年10月号](#)および[11月号](#)）、CSRDとESRSの全体像について概説した。本稿では、ESRS案の中でも企業の関心が高い環境関連基準のうち、開示が必須となっている気候変動の開示要求についてEFRAG公開草案に基づき解説する。

2. ESRSの体系

ESRS最終草案（以下、「ESRS案」）は、大きく分けて、横断的基準（Cross-cutting standards）（ESRS 1、2）とトピック別基準（Topical Standards）から成る（図表1）。カバーレターや付属書を含め23ファイルに及ぶドキュメントがパッケージとして提出された。

横断的基準については、本レポート連載2022年11月号を参照されたい。

トピック別基準については、E（環境）、S（社会）、G（ガバナンス）の要素ごとに開示要求が規定されている。合計70項目の開示要求（DR：Disclosure Requirement）があり、データポイントが具体的に示されている。全項目について開示が求められるわけではなく、重要性がある（Material）場合に開示が必要。一方、横断的基準や（E）の気候変動についてはすべての開示要求について開示が必須で、従業員が250人以上の場合は（S）の従業員に関する開示要求の一部について対応が必要となっている。

(*)1 COM/2021/189 final, Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directive 2013/34/EU, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Regulation (EU) No 537/2014, as regards corporate sustainability reporting

(*)2 EFRAG ウェブサイト <https://www.efrag.org/lab6>（2023年1月28日アクセス）

図表 1 : ESRS 案の全体構成

環境 (E)	社会 (S)	ガバナンス (G)
<p>E1 : 気候変動</p> <p>E2 : 汚染</p> <p>E3 : 水・海洋資源</p> <p>E4 : 生物多様性・生態系</p> <p>E5 : 資源循環</p> <p>(開示要求 : 32 項目)</p>	<p>S1 : 自社の従業員</p> <p>S2 : バリューチェーン上の従業員</p> <p>S3 : 影響を受けるコミュニティ</p> <p>S4 : 顧客・エンドユーザー</p> <p>(開示要求 : 32 項目)</p>	<p>G1 : ビジネスコンダクト</p> <p>(開示要求 : 6 項目)</p>
<p>横断的基準 (ESRS 1, 2)</p> <p>(開示要求 : 12 項目)</p>		

3. 気候変動 (E1) の開示要求

ESRS 案の気候変動 (E1) には9つの開示要求(DR E1-1~E1-9)が規定され、上述の通り、(マテリアリティにかかわらず) すべての要求項目について開示が必要とされる。

開示要求 (DR) 一覧 :

- (1) E1-1 – Transition plan for climate change mitigation
- (2) E1-2 – Policies related to climate change mitigation and adaptation
- (3) E1-3 – Actions and resources in relation to climate change policies
- (4) E1-4 – Targets related to climate change mitigation and adaptation
- (5) E1-5 – Energy consumption and mix
- (6) E1-6 – Gross Scopes 1, 2, 3 and Total GHG emissions
- (7) E1-7 – GHG removals and GHG mitigation projects financed through carbon credits
- (8) E1-8 – Internal carbon pricing
- (9) E1-9 – Potential financial effects from material physical and transition risks and potential climate-related opportunities

4. 気候変動（E1）の各開示要求の詳細

ESRS 案では、各開示要求について開示目的と開示内容が記載されている。あわせて、付属書（Appendix B）において、こういった情報が必要で、どのような開示が望ましいか等を具体的に示すガイダンスや記載例、算出方法等が掲載されており（Application Requirements）、各企業が開示情報を作成する際の指針となる。ESRS 案本文および付属書 B に基づき、開示要求ごとに要点を以下にまとめた（正確な内容は原文を参照願いたい）。

(1) E1-1 – Transition plan for climate change mitigation（気候変動緩和のための移行計画）

- **目的**：企業の過去・現在・将来における気候変動緩和努力を開示し、企業の事業戦略やビジネスモデルが持続可能経済への移行、パリ協定約定（気候上昇 1.5℃以内）および 2050 年までの気候中立目標に整合的であることを確認する。
- **開示内容**：GHG 排出削減目標、気候変動緩和のための活動やグリーン移行を実現するための投資に関する説明、企業の主要資産・製品から排出されるロックイン（固定化された）GHG 排出量予測、経済活動（売上）をタクソノミー規則と整合させるための方針などを含む、気候変動緩和のための移行計画（なお、ここに記される情報は EU 気候法第 2 条（1）等と整合的でなければならない）。

(2) E1-2 – Policies related to climate change mitigation and adaptation（気候変動緩和と適応に関連する施策）

- **目的**：気候変動緩和・適応に関わる重要なインパクト、リスクおよび機会を特定、評価、改善するために企業が行っている対策等について確認する。
- **開示内容**：気候変動緩和・適応、エネルギー効率、再エネ利用等に関する企業の施策など。

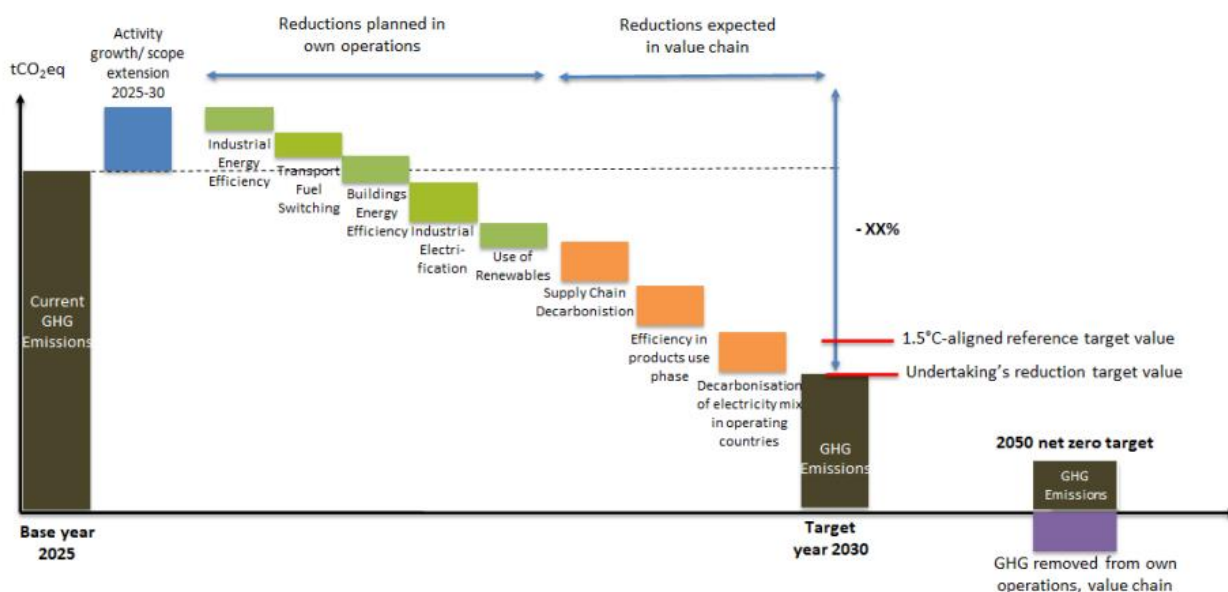
(3) E1-3 – Actions and resources in relation to climate change policies（気候変動施策に関連する活動とリソース）

- **目的**：気候変動関連の主な活動に関する情報提供。
- **開示内容**：主な気候変動緩和活動をリストアップする際には、自然を基盤とする解決策（NbS：Nature-based Solutions）を含めること。活動の実施に必要な設備投資額（主要な CapEx と OpEx のみ）や、活動の実行性がリソースの有無や配分にどの程度依存するかといった点も説明しなければならない。

(4) **E1-4 – Targets related to climate change mitigation and adaptation (気候変動緩和と適応に関する目標)**

- **目的**：企業がすでに設定済の気候変動緩和・適応の目標や、重要な気候関連のインパクト、リスクと機会に対処するための方策について説明する。
- **開示内容**：GHG 削減目標や気候関連インパクト等の対処に関する目標を設定しているか否か。GHG 削減目標を設定済の場合は、目標を絶対値（CO2 換算トンまたは基準年対比%）で開示し、スコープ 1, 2, 3 ごとに開示。その際、人為的な GHG 除去やカーボンクレジット、削減貢献量（avoided emissions）については、削減目標を達成する手段としてカウントしてはいけない（グロス表記）。現行の GHG 削減目標の基準年・基準値および 2030 年の目標値を開示しなければならない。2030 年以降は 5 年ごとに基準年を更新。GHG 排出削減目標は科学的根拠に基づいた目標（SBT：Science-based target）でなければならない。企業はどの設定手法を採用したか、また、前提条件となるシナリオ等についても説明しなければならない。削減目標を気候変動緩和活動と合わせてグラフ等で示すことも可能（図表 2）。

図表 2：GHG 排出削減目標の記載例



(出典：ESRS E1 Climate Change Appendix B, EFRAG)

(5) **E1-5 – Energy consumption and mix (エネルギー消費とエネルギーミックス)**

- **目的**：企業の総エネルギー消費量、エネルギー効率の改善、石炭・石油・ガス関連の活動へのエクスポージャー、エネルギーミックス全体における再エネ割合について情報提供する。
- **開示内容**：気候影響が大きいセクター^(*)の非再生可能エネルギー（石炭、原油、石油製品、天然ガス、原子力等）の総消費量、再エネ（バイオマス、バイオガス、非化石燃料廃棄物、再エネ由来の水素等）の総消費量、非再生エネルギーおよび再エネの生産量を開示 (MWh)。(これらの数量情報は、金融機関が SFDR (Sustainable Finance Disclosure Regulation) に準拠するために入手しなければならない情報である。) また、気候影響が大きいセクターの活動については、エネルギー原単位 (energy intensity = 「エネルギー使用量 (MWh)」 / 「経済活動量 (売上金額)」) を開示。

(6) **E1-6 – Gross Scopes 1, 2, 3 and Total GHG emissions (グロスの GHG 排出量 (スコープ 1・2・3) および GHG 総排出量)**

- **目的**：グロスの GHG 排出量 (スコープ 1・2・3 排出量) および GHG 総排出量を開示する。排出量算定の参照ガイドラインとして、GHG プロトコルのコーポレートスタンダード、GRI305、ISO14064-1:2018 が挙げられている。
- **開示内容**：スコープ 1・2・3 それぞれの排出量算定について詳細な要件、計算式、注意事項等が記載されている。事業運営上の支配権 (operational control) を有する子会社等や非連結関連会社 (投資会社) がある場合、それらのスコープ 1・2 GHG 排出量 (出資比率による持ち分ではなく、総量) を合算しなければならない。いずれもカーボンプレジットや GHG 排出権の購入による削減はカウント不可 (グロス表記)。

(7) **E1-7 – GHG removals and GHG mitigation projects financed through carbon credits (カーボンプレジットを使った GHG 削減と緩和のためのプロジェクト)**

- **目的**：自社およびバリューチェーンの活動における GHG 除去・貯留について、透明性が高く比較可能な情報を提供する。また、企業のバリューチェーン外で GHG 削減を目的とするプロジェクト投資を通じて購入したボランタリークレジットについて、カーボンプレジットの品質等に関する情報を提供する。

^(*) High climate impact sectors。EU 規則 2019/2088 の定義に基づきリストアップされた、NACE セクション A から H およびセクション L のセクター。NACE とは、EU の産業分類 (Nomenclature of Economic Activities)。

- **開示内容**：GHG 除去・貯留の総量 (t-CO₂e) とその算出に使った前提条件やメソドロジー等を開示。企業がグロス GHG 排出削減目標に加えてネットゼロ目標も開示している場合、(グロスで 90-95%削減しても尚残る) residual な GHG 排出についてどのようにニュートラル化 (Neutralization) するか説明しなければならない。カーボンクレジットを利用する場合、カーボンクレジットの信頼性とインテグリティについて説明しなければならない。

(8) **E1-8 – Internal carbon pricing (インターナル・カーボン・プライシング)**

- **開示内容**：インターナル・カーボン・プライシングの種類 (例：設備投資や R&D 投資の意思決定に使用 (shadow price)、内部炭素課金 (internal fee)、脱炭素投資ファンド等)、適用範囲、炭素価格、算定メソドロジー等を開示。

(9) **E1-9 – Potential financial effects from material physical and transition risks and potential climate-related opportunities (気候変動に関わる重要なリスクと機会から生じうる財務上の影響)**

- **目的**：気候関連リスクが企業のキャッシュフローや業績等に与える重大な影響について開示する。また、潜在的な気候関連の事業機会を活かして、企業が収益を生み出す可能性について情報を提供する。
- **開示内容**：短・中・長期の時間軸ごとに、重要な物理的リスク・移行リスク^(*)に晒される資産の額と比率、ロケーション等。石炭・石油・ガス関連事業を行う顧客との取引がある場合は当該顧客向け売上高。気候関連の事業機会がある場合は、気候変動緩和・適応から得られるコスト削減効果、低炭素製品・サービスの潜在的な市場規模や売上貢献等。(ESRS 案では、現状、気候変動リスクが企業財務に与える影響を評価・算定するための共通メソドロジーは存在しないため、これら影響に関する開示は各社社内のメソドロジーや判断に依拠するとされている。)

5. サステナビリティ開示義務化に向けた世界の潮流と企業の対応

サステナビリティ情報の開示基準作りや開示義務化の動きは、EU に限らず、世界で進行している。IFRS 財団のサステナビリティ基準審議会 (ISSB) によるサステナビリティ情報の開

(*) 移行リスクとは、例えば気候変動関連の規制動向や技術開発動向、市場動向等の変化に起因するリスク。物理的リスクとは、気候変動によってもたらされる災害等による急性あるいは慢性的な被害を指す。

示に関する基準案が示され、グローバル・ベースラインとなる基準作りが 2023 年上期の最終化を目指して進められている。

米国では 22 年 3 月、証券取引委員会 (SEC) が上場企業に対し Form 10-K 等の年次報告書において気候関連情報の開示を求める規則案を公表した。

EU の動きはこれまで見てきたとおり、CSRD 案の審議が完了しそれに基づく報告基準 (ESRS) 案が公表され、グローバル・ベースラインや米国 SEC 基準より幅広い環境、社会、ガバナンスをカバーする情報開示が義務化されようとしている。本稿では、環境 (E) のうち気候変動の開示要求を取り上げて解説したが、それだけでも相当なボリュームであることが理解されよう。適用対象となる欧州子会社がある日本企業は、本社主導でグローバルに対応するか、または子会社で対応するか、その場合はリソースや責任体制をどう確保するかといった意思決定が早急に必要になる。

日本企業の間でも、非財務情報として自社の気候変動関連の情報を統合報告書の中で開示したり、「2050 年までのネットゼロ/カーボンニュートラル」を目標に掲げる企業が増えている。しかし、「ネットゼロ/カーボンニュートラル」の定義や算定根拠、スコープは概してあいまいで、カーボンプレジットの取扱いや何をネット (差し引き) して良いかなど、ネットゼロが満たすべき基準が確立していないのが現状である。

このような中、国内の「サステナビリティ基準委員会」(SSBJ) が ISSB 基準を踏まえて、サステナビリティ基準を策定予定。金融審ディスクロージャーワーキング・グループにおける議論を経て、有価証券報告書にサステナビリティ情報の記載欄を新設する等の方針が示されている。グローバル企業はもとより、グローバルな事業活動を行っていない国内企業にとっても気候変動関連情報の開示に向けた情報収集・集計の社内体制等の整備が急務となっている。

以上